

議案第 3 号

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和2年7月30日提出

沖縄県教育委員会教育長 金城 弘昌

理 由

中城村の土地区画整理事業に伴う人口増加により、学校の近接性や通学の利便性の観点から現行の通学区域を地域の実態にあわせるため、規則を変更する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

**沖縄県教育委員会規則第 号**

**沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則**

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 那覇学区の項中「西原高等学校の通学区域に」の次に「中城村及び」を加える。

**附 則**

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

# 規則案の概要の説明

部課名 教育庁県立学校教育課

## 1 件名

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

## 2 改正の経緯及び必要性

中城村の土地区画整理事業に伴う人口増加により、学校の近接性や通学の利便性の観点から現行の通学区域を地域の実態にあわせるため、規則を変更する必要がある。

## 3 改正案の概要

- (1) 那覇学区の西原高等学校の通学区域を変更する。（別表第1関係）
- (2) この規則は、令和3年4月1日から施行する。（附則）

## 4 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参照条文



## 参照条文

○沖縄県立高等学校管理規則（平成十二年沖縄  
県教育委員会規則第七号）

（通学区域）

**第六条** 学校の通学区域は、沖縄県立高等学校の通学  
区域に関する規則（平成十六年沖縄県教育委員会規  
則第七号）の定めるところによる。